（捜査態勢に関する指示）

第二十六条の七　長官は、広域組織犯罪等（重大サイバー事案に係る犯罪を除く。）の捜査に関し必要があると認めるときは、法第六十一条の三第一項の規定に基づき、都道府県警察に対し、次に掲げる事項について必要な指示を行うものとする。

［一～五　略］

2　長官は、重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関し必要があると認めるときは、法第十六条第二項及び第六十一条の三第一項の規定に基づき、都道府県警察等に対し、次に掲げる事項について必要な指示を行うものとする。

一　捜査本部の設置及びその構成

二　当該捜査を合同捜査若しくは共同捜査又は法第六十一条の三第三項の一の警察官の指揮に係る重大サイバー事案に係る犯罪の捜査（以下「重大サイバー事案に係る合同捜査」という。）若しくは第二十六条の九第一項の規定により行う捜査（以下「重大サイバー事案に係る共同捜査」という。）により行うべきこと。

三　合同捜査が行われる場合にあつては、合同捜査本部の設置及び合同捜査本部長の指名その他の合同捜査本部の構成

四　関東管区警察局及び関係都道府県警察間の任務分担

五　前各号に掲げるもののほか、重大サイバー事案に係る犯罪の捜査を行うための態勢に関する事項

（重大サイバー事案に係る合同捜査）

第二十六条の八　関東管区警察局長及び関係都道府県警察の警察本部長は、重大サイバー事案に係る合同捜査を行わせるため、合同捜査本部を設置しなければならない。

2　前項の規定により設置する合同捜査本部の長は、合同捜査本部長とし、法第六十一条の三第三項の一の警察官をもつて充てるものとする。

3　第二十条第四項及び第五項の規定は、法第六十一条の三第三項の方針について準用する。この場合において、第二十条第四項第一号、第二号及び第八号中「合同捜査」とあるのは「重大サイバー事案に係る合同捜査」と、同項第三号及び第四号中「合同捜査本部長等」とあるのは「合同捜査本部長」と、同項第五号から第七号までの規定中「合同捜査本部等」とあるのは「合同捜査本部」と、同条第五項中「関係都道府県警察」とあるのは「関東管区警察局長及び関係都道府県警察」と読み替えるものとする。

4　第二十一条及び第二十三条の規定は、重大サイバー事案に係る合同捜査について準用する。この場合において、第二十一条中「関係都道府県警察」とあるのは「関東管区警察局及び関係都道府県警察」と、同条及び第二十三条中「合同捜査本部等」とあるのは「合同捜査本部」と、第二十三条中「関係都道府県警察の警察本部長」とあるのは「関東管区警察局長及び関係都道府県警察の警察本部長」と、「関係都道府県警察の捜査主任官」とあるのは「関東管区警察局又は関係都道府県警察の捜査主任官」と読み替えるものとする。

5　関東管区警察局若しくは関係都道府県警察が規範第二十二条第一項の捜査本部を設置している場合又は関係都道府県警察が第二十条第二項の合同捜査本部等を設置している場合において、当該捜査本部又は当該合同捜査本部等に係る事件に関し法第六十一条の三第三項の方針が定められたときは、当該捜査本部又は当該合同捜査本部等は解散する。

6　第一項に規定する合同捜査本部に係る事件に関し捜査に関する発表を行おうとする場合における規範第二百七十五条の規定により読み替えて適用する規範第二十五条の規定の適用については、同条中「捜査本部」とあるのは「合同捜査本部（犯罪捜査共助規則（昭和三十二年国家

（捜査態勢に関する指示）

第二十六条の五　長官は、広域組織犯罪等の捜査に関し必要があると認めるときは、法第六十一条の三第一項の規定に基づき、都道府県警察に対し、次に掲げる事項について必要な指示を行うものとする。

［一～五　同上］

［項を加える。］

［条を加える。］